

第 7 期新潟市障がい福祉計画・第 3 期新潟市障がい児福祉計画の策定について

1. 計画の位置付け

- ・ 障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」
- ・ 児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」

【参考】

(障害者総合支援法第 88 条第 1 項)

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

(児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項)

市町村は、基本指針に即して障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

2. 計画期間 令和 6 年度～令和 8 年度までの 3 年間

3. 計画策定の基本的な考え方

第 7 期障がい福祉計画及び第 3 期障がい児福祉計画の策定にあたっては、国より示される基本指針(【参考資料 2】参照)に即し、障がい者計画との調和やこれまでの実績、新潟市の実情を踏まえるものとする。

また、障害者総合支援法第 88 条第 9 項の規定に基づき、地域自立支援協議会にも意見を求めながら策定する。

【参考】

(障害者総合支援法第 88 条第 5 項・児童福祉法第 33 条の 20 第 5 項)

市町村は、当該市町村の区域における障害者等(障害児)の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害(障害児)福祉計画を作成するよう努めるものとする。

(障害者総合支援法第 88 条第 7 項・児童福祉法第 33 条の 20 第 7 項)

市町村障害(障害児)福祉計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第 107 条第 1 項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等(障害児)の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(障害者総合支援法第88条第9項)

市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会(以下この項及び第89条第6項において「協議会」という。)を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

4. ニーズ把握の方法

障がい当事者(児・者)の状況等を踏まえるため、障がい当事者を対象としたアンケート調査等を実施し、当該計画におけるサービス提供見込量や成果目標に反映させる。また、必要に応じて関係団体や障がい福祉サービス事業所等へのヒアリングを行う。

【参考】 現行計画策定時のアンケート調査実施状況

①実施時期：令和2年7月～9月

②対象者数：

障がい者：4,966人(手帳所持者、新潟市発達障がい者支援センターJOINの利用者等から抽出)

障がい児：576人(特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校の児童、生徒や児童発達支援センターころんの利用者から抽出)

③調査項目：

障がい者：障がい者の生活実態の把握、障がい者のニーズ・意向の把握、障がい者の市施策に対する満足度の把握 等

障がい児：障がい児の生活や学びの場における実態の把握、障がい児のニーズ・意向の把握 等

※前回の調査票は【参考資料3-1】及び【参考資料3-2】を参照

【参考】 (現行の基本指針)

障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握

障害福祉サービス並びに障害児通所支援及び障害児入所支援の必要な量を見込む等の際は、地域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握しつつニーズを把握するよう努めることが必要である。

このため、現在のサービスの利用実態について分析を行うとともに、地域の実情に応じ、アンケート、ヒアリング等によるニーズ調査等を行うことが適当である。なお、ニーズ調査等については、郵送によるアンケート、障害種別・年齢別に対象者を選択してのヒアリング、障害者関係団体からのヒアリング等様々な方法が考えられるが、地域の実情、作業日程等を勘案しつつ、適切な方法により実施することが考えられる。

5. 計画策定スケジュール（案）

